平成２９年（フ）第２５号
熊本県天草市川原町７番46号　浦田アパート２号
債務者　川上　孝光
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月25日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第５３７４号
東京都品川区中延２丁目７－２－305
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５８号
静岡県焼津市宗高368番地の１　１号棟301
債務者　土屋　由美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２４８号
東京都豊島区目白２丁目13－２　アンビロン目白２Ｂ号、前住所東京都豊島区目白２丁目21－２
債務者　古川　茂俊
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４１６号
東京都大田区多摩川１丁目24－９－203、前住所東京都大田区多摩川２丁目４－１　第一大黒ビル103
債務者　大塚　朱実
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２７号
東京都府中市東芝町２番地の１クレアーレ東芝府中Ｃ－1006
債務者　柴　　仁愛
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３６号
静岡市駿河区広野１丁目10番20－302号、旧住所静岡市駿河区石田１丁目１番15－102号
債務者　井上　　徹
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３７号
静岡市駿河区広野１丁目10番20－302号
債務者　井上美智子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１号
静岡市清水区興津中町204ハイツリー103、住民票上の住所静岡市駿河区石田１丁目19番11号　オラシオン石田１－Ｃ
債務者　黒田　修平
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６６号
静岡市駿河区中吉田７番75号
債務者　上平　竜也
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８７号
静岡市葵区建穂２丁目５番35号　ハレルヤⅡ202号、旧住所静岡市葵区牧ヶ谷2239番地の７
債務者　小田切明徳
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８８号
静岡市葵区建穂２丁目５番35号　ハレルヤⅡ202号、旧住所静岡市葵区牧ヶ谷2239番地の７
債務者　小田切八重子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４３１号
横浜市磯子区広地町12－24　ユナイト根岸トルストイの杜102、住民票上の住所横浜市栄区小菅ケ谷３丁目62番10－101号　本郷台三和プラザⅡ
債務者　上畑　尚子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０３号
静岡県牧之原市細江2234番地１　リンピアＥＡＳＴ　102、旧住所静岡県牧之原市勝間３番地１
債務者　横山　由幸
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部